三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町請川字伊豆田二二七の一、字早田二二八の一、本宮町耳打字成石五三八の一、五三八の五

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町本宮字口赤井谷一四八一の一・一四八一の三から一四八一の五まで・一四八四の一から一四八四の四まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町湯峯字八升前二一七・二一九・二八四から二八六まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字八升前二八四・二八六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　東京都あきる野市戸倉字盆堀谷千ヶ沢二四二二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　富山県富山市八尾町三ツ松字奥草連七四三から七四五まで、牧字麻谷割六二、六三の一の一、六三の一の二、六三の二、六三の四、六四、六五、七〇の一、七〇の二、七一、折谷字小清水割一の一の一、一の一の二、一の乙、二の一、二の二、三から五まで、下双嶺字小清水谷割三六、四九、五〇、五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　富山県高岡市伏木一宮字八伏一から五まで、一九の一、二〇、二三、福岡町澤川字獅子鞍一の七、一の四七、二の四八、氷見市久目字森久二四、三〇の一、三一、鞍骨字明後谷一一の四、一三の一、七五の一、七七の二、白川字池谷内二二八の二、二八九、字上口四〇七三から四〇七五まで、四六四七、四七六〇、四七六四、四七六六、小矢部市石坂字天池四四九九から四五一〇まで、蓮沼字天池五二の一、六五から七一まで、字天池細尾四九八三から四九八八まで、四九八九の一、四九八九の二、四九九〇、四九九一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字保呂内一八の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字保呂内一八の三（次の図に示す部分に限る。）